最終更新日：2022年3月30日
KIYOラーニング株式会社
代表取締役社長 綾部　貴淑
問合せ先：管理部
証券コード：7353
03-6434-5590

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、長期的かつ継続的な事業の成長を通じて企業価値向上を実現することで、株主、顧客をはじめとした利害関係者の利益確保、及び社会貢献に寄与することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、コーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化等に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、透明性及び健全性の高い経営組織体制を整備運用してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての基本原則を実施いたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
綾部　貴淑	2,730,000	40.46
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	380,000	5.63
株式会社ＭＳ－Japan	324,000	4.80
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	288,100	4.27
株式会社ＳＢＩ証券	216,491	3.21
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	207,470	3.08
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	157,730	2.34
株式会社マイナビ	144,000	2.13
UBS AG SINGAPORE	141,600	2.10
楽天証券株式会社	114,400	1.70

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ

決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植野　和宏	公認会計士											
赤松　平太	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植野　和宏	○	―――	公認会計士としての経験・見識が豊富であり、会計に関する高い専門性を持つことから、特に当社の財務面について当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、上場会社での監査役、監査等委員取締役の経験を持ち、それら経営経験を当社の事業拡大に向けて活かしていただくことも期待しております。
赤松　平太	○	―――	弁護士としての経験・見識が豊富であり、法律に関する高い専門性を持つことから、特に当社の事業の法務面について当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏は企業法務に特化し、そのなかでも中小企業のM&Aや事業再生を主要取扱業務・注力分野とし、同分野における専門性・経験値・ノウハウが豊富なことから、当社のM&A戦略や事業提携などでの助言を期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室は、社内監査体制、監査計画、監査実施状況その他実施項目について、原則として月1回常勤監査役と意見交換を行っております。監査役会は、監査法人から監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見交換を行っております。また、監査役会は、定期的に内部監査室及び監査法人との三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、内部監査室、監査法人よりそれぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
望月　求	他の会社の出身者													
湯浅　奉之	公認会計士													
佐藤　未央	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
望月　求	○	―――	IT企業での事業管理等に携わり、業務執行においても経営視点での豊富な実務経験を有しております。また上場企業を含む2社での常勤監査役の経験があることから、監査業務に精通しており客観的・中立的な監査が期待されるためです。 また、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
湯浅　奉之	○	―――	公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、また、上場会社での社外監査役経験があることから、上場後の当社のコーポレート・ガバナンスにおける助言が期待されるためです。 また、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
佐藤　未央	○	―――	弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しており、また、上場企業の顧問弁護士としての経験もあるため、上場後の当社のコーポレート・ガバナンスにおける助言が期待されるためです。 また、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
譲渡制限付株式報酬制度の導入
当社は、取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者に対して、当社の企業価値向上を目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っております。取締役会の資料は、管理部が事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前に説明しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

a. 取締役会
　当社の取締役会は、取締役4名（うち2名は社外取締役）により構成されており、取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。
b. 監査役会
　当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名（すべて社外監査役）で構成され、取締役の業

務執行を監査・監視しております。監査役会は、毎月1回定期的に開催され、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査に関する重要な事項及び監査の方法は、監査役会において協議決定しております。
常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役との面談、各部門への往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。
非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。
c. 会計監査人
当社は、EY 新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。
d. 内部監査
当社の内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査室長が、「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、事業内容及び会社規模を鑑み、株主総会、取締役会、監査役会及び内部監査室を設置し、これらの各機関の相互連携によって、経営の効率性、健全性を確保することが可能になると判断し、現状の起業統治の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主の皆様の議案検討のための時間を充分に確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であり、3月に定時株主総会を開催しております。集中日を回避した株主総会日程を設定し、より多くの株主の皆様が出席しやすいよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、今後の外国人株主の状況等を総合的に勘案し検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、タイムリーディスクロージャーを心掛け、当社の業績や業績予想についての説明をWEB形式にて当社IRページへ動画とともに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、タイムリーディスクロージャーを心掛け、当社の業績や業績予想についての説明をWEB形式により実施し、その内容を当社IRページへ動画で掲載しております。また、機関投資家向け説明会についても積極的に行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の外国人株主の状況等を総合的に勘案し、開示資料の英語化についても、今後検討してまいります。なお、決算説明資料については英語化し、当社ホームページ等で開示しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に独立したIR ページを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知等を掲載しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当部署となっております。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス（法令等の遵守）を経営の基本に置き、役職員がとるべき行動規準を「企業行動規範」として定めることで、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページ、定期的に開催する決算説明会等により、ステークホルダーへタイムリー、かつ公平で積極的な情報開示に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムといたしましては、経営の透明性、コンプライアンスの徹底、経営の意思決定の迅速化を重要な経営課題と位置づけ、コーポレート･ガバナンス体制を強化することでこれらに対応する組織体制を構築してまいります。
当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの整備の基本方針を定めております。
a．当社の取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
⑴ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「リスク管理規程」を制定し全社に周知徹底する。
⑵ 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
⑶ 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

b．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款、及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
⑵ 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。
c．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価･管理体制を構築する。
⑵ 幹部社員が参加する会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
⑶ 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
⑷ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の状況について監査を行う。
d．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社は、取締役会を原則月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
⑵ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
⑶ 当社は、幹部社員が参加する会議を原則月１回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見･共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
e．当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
⑴ 当社は、「リスク管理規程」を職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての従業員に対し周知徹底を図る。
⑵ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未是の防止を図るほか、コンプライアンス･リスク管理委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築･維持にあたる。
⑶ 当社の内部監査室は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
⑷ 当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題あると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
f．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑴ 監査役が監査補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
⑵ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
⑶ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
g．当社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する事項
⑴ 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
⑵ 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体

制を構築する。
h．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社の監査役は、当社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
⑵ 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
⑶ 当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
⑷ 当社の監査役がその職務の執行にあたり必要と判断した場合は、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007年6月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しています。当社における方針・基準等については、「反社会的勢力対応規程」において定めており、その内容については社内で周知徹底を図っております。当社全ての役員及び従業員は、反社会的勢力との絶縁を基本方針としております。
b．反社会的視力排除に向けた整備状況
(a) 社内規程の規程整備状況
「反社会的勢力対応規程」を整備しております。
(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者
反社会的勢力による不当請求が発生した場合の対応を統括する部門を管理部と定め、管理担当取締役をこれらの対応を統括する責任者として定めております。
(c) 反社会的勢力排除の対応方法
各取引先との契約においては、反社会的勢力を排除するための条項を設けるものとしております。
(d) 外部の専門機関との連携状況
当社は、「暴力団追放運動推進都民センター賛助会員」に加入しており、反社会的勢力との関係の遮断に関して、警察その他外部専門機関との連携及び協力するよう努めております。
(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、新規の取引先や新規採用者、新規役員等ついて、管理部総務担当が事前にWEB検索及び日経テレコン検索にて、反社会的勢力に該当する事項がないか事前に審査しております。また、取引先については、反社会的勢力に該当する事項がないか定期的に審査をするものとしています。
(f) 研修活動の実施状況
当社の全ての役員及び従業員を対象に、反社会的勢力との関係の遮断に関する研修会を開催しており、全ての役員及び従業員は反社会的勢力との絶縁を基本方針としております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

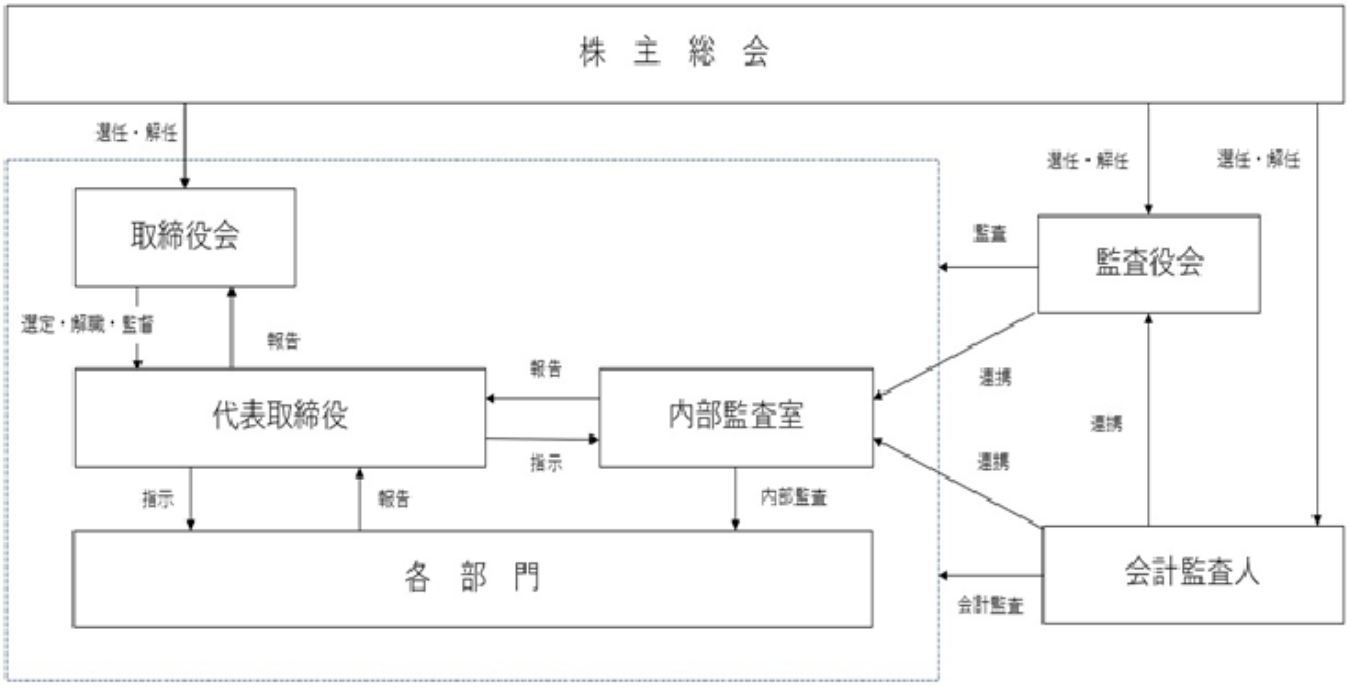
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

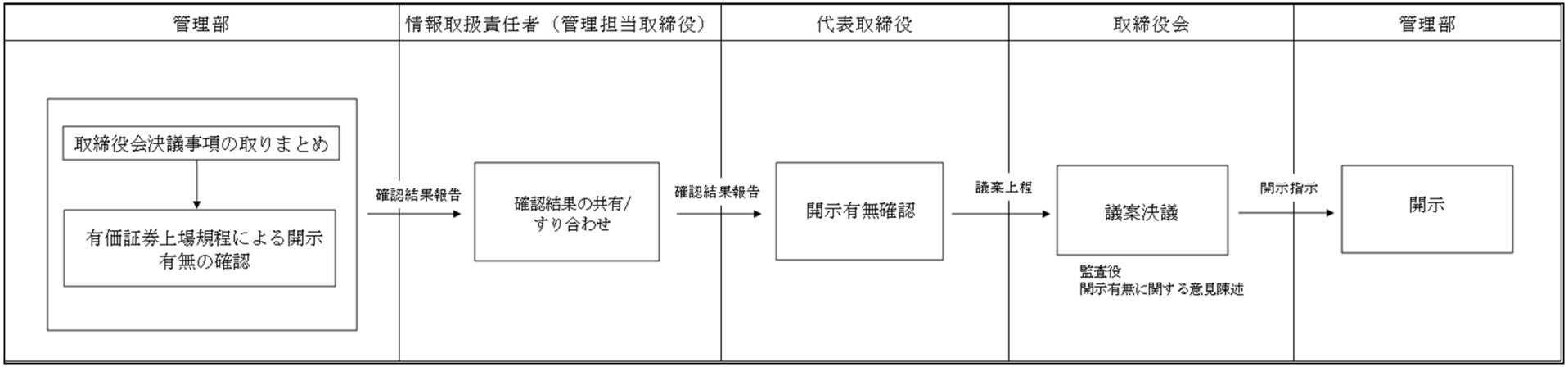
2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模試図を参考資料として添付しております。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
選定・解職・監督
報告
報告
代表取締役
内部監査室
連携
連携
連携
指示
指示
報告
内部監査
各部門
会計監査人
会計監査

【適時開示体制の概要（模式図）】

〈当社に係る決定事実・決算に関する情報等〉



〈当社に係る発生事実に関する情報〉

